

県南広域振興局長告示第 93 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により、指定相談支援事業者が指定相談支援事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 19 年 4 月 27 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0331500017	胆江広域障害者指定相談支援事業所	奥州市水沢区東町 4 番地ダイコー 壺番館 2 階	平成 19 年 3 月 31 日